

令和5年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		127,600	41,800	169,400
	1 国庫補助金	127,600	41,800	169,400
7 市債		51,400	44,800	96,200
	1 市債	51,400	44,800	96,200
歳入合計		886,100	86,600	972,700

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		539,073	86,600	625,673
	1 事業費	539,073	86,600	625,673
歳出合計		886,100	86,600	972,700

第2表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	東浦和第二土地区画整理事業	86,600

第3表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
東浦和第二土地区画整理事業	51,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者との協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期間を短縮 し、又は繰 上償還若し くは低利に 借換えする ことができる。	96,200	( 補 正 前 に 同 じ 。 )		